



秋田県公報

告 示

- 道路の供用開始(一一五・道路環境課)..... 3
- 道路区域の変更(一一六・道路環境課)..... 3
- 河川法による堤防と道路との兼用工作物の管理の方法(一一七・河川課)..... 4
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(一一八・秋田地域振興局建設部)..... 4
- 公告
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件..... 5

告 示

目 次

ページ

- 生活保護法による医療機関の指定(一一一・福祉政策課)..... 1
- 生活保護法による指定医療機関の変更(一一二・福祉政策課)..... 2
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(一一三・福祉政策課)..... 2
- 保安林の指定の解除(一一四・平鹿地域振興局農林部)..... 3

秋田県告示第百一十一号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
きむら薬局	株式会社 きむら健粧 代表取締役	雄勝郡羽後町西馬音内字本町三十番二号	調剤薬局	平成十六年十二月八日
たかはし内科循環器科医院	医療法人 萌養会 理 事長	大曲市福住町九番二十三号	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、心療内科	平成十七年一月一日
にしき歯科クリニック	福 山 眞 樹	仙北郡西木村門屋字道目木三百十九 二	歯科、矯正歯科、小児	平成十六年十一月一日
西木村立西明寺診療所	西木村長	仙北郡西木村門屋字道目木三百十九 一	内科、外科、泌尿器科	平成十六年十一月一日
独立行政法人 国立病院機構 あきた病院	独立行政法人 国立病院機構 あきた病院長	由利郡岩城町内道川字井戸ノ沢八十四番地四十	歯科	平成十六年四月一日

西木歯科診療所	高橋内科医院	河辺町立岩見三内診療所	名 称
福 山 眞 樹	医療法人 萌養会 理事長	河辺町長	開設者氏名又は名称
仙北郡西木村門屋字六本杉六十六 十五	大曲市福住町九番二十三号	河辺郡河辺町三内字外川原百二番地の三	所 在 地
平成十六年十月三十一日	平成十六年十二月三十一日	平成十六年十二月二十二日	廃 止 年 月 日

秋田県告示第百十三号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
 平成十七年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

医療法人 秋田医仁会 瀬川内科ペインクリニック	医療法人 秋田医仁会 理事長	能代市万町七 二十三	名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地
医療法人 秋田医仁会 瀬川医院	医療法人 秋田医仁会	瀬川内科ペインクリニック	変 更 前	変 更 後	変 更 事 項
平成十七年一月一日					変 更 年 月 日

秋田県告示第百十二号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

基づき、告示する。
 平成十七年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

小川歯科医院	小川 欽 也	横手市大町七番十九号	小川歯科医院	小川 欽 也	横手市大町七番十九号
長信田の森心療クリニック	医療法人 こだま会 理事長	山本郡山本町森岳字石倉沢一 二	長信田の森心療クリニック	医療法人 こだま会 理事長	山本郡山本町森岳字石倉沢一 二
			歯科、小児歯科、歯科 口腔外科	精神科、心療内科	
			平成十七年一月一日	平成十七年一月一日	

西木村立西明寺診療所	西木村長	仙北郡西木村門屋字屋敷田八十七番地の一	平成十六年十月三十一日
小川歯科医院	小川陽市	横手市大町七番十九号	平成十六年十二月三十一日
長信田の森心療クリニック	児玉隆治	山本郡山本町森岳字石倉沢一 二	平成十六年十二月三十一日

秋田県告示第百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十七年二月八日

秋田県知事 寺田典城

郡市町村	大字	字	地番	全面積	保安林面積	保安林解除面積見込み	指定の目的	解除の理由	
横手市	睦成	城付	一の四	四、八五〇、一三一	四八五・〇三三	三四・七三二	〇・六七〇七	干害の防備兼公衆の健康	農道用地とするため

（関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び平鹿地域振興局農林部並びに横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年二月八日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
		雄勝郡東成瀬村岩井川字城下一一七番五か

一般国道	三百九十七号	ら一〇八番一六まで
------	--------	-----------

- 二 供用開始の期日 平成十七年二月八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十七年二月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

り道路の区域を変更する。
平成十七年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
			羽後向田館合線	雄勝郡羽後町軽井沢字落合四七番から由利郡東由利町黒淵字境田一八番一地先まで		四・五〇～一四・〇〇	〇・六二七
			羽後向田館合線	"		一〇・〇〇～三六・〇〇	〇・六二七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十七年二月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第百十七号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
関係図書は、建設交通部河川課及び秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 河川の名称 一級河川 岩見川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防及び左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
秋田市河辺和田字下夕川原百九十三番一から字下石川二百九十六番一まで及び字坂本南三百六十八番二から字下石川二百九十三番一まで及び字下袋七十八番から七十一番三まで並びに同市河辺三内字下中島三番四から字首場面三十七まで
- 四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(一) 名称 道路管理者 秋田市長
(二) 住所 秋田市山王一丁目一番一号
(三) 代表者の氏名 秋田市長 佐 竹 敬 久
- 五 管理の内容

- (一) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)(の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (三) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成十七年一月二十七日から道路の存続する日まで

秋田県告示第百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十七年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 施行者の名称 五城目町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 五城目都市計画公園事業 五・五・一号 雀館公園
- 三 事業施行期間 平成十七年二月八日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
(一) 収用の部分 南秋田郡五城目町高崎字雀館下川原
(二) 使用の部分

変更なし

公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

複式移動書架 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月二十五日（金）

(四) 納入場所

明徳館ビル一階

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年二月八日（火）から同月十七日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年二月二十五日（金）午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）（第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。）

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

布図面袋（二百枚入り） 十六箱

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月十五日（火）

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に
規定する県の休日を除き、平成十七年二月八日(火)から同月十七日(木)まで
の期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年二月二十五日(金)午前十時四十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百
六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希
望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
により決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubarar@matsubararansatsu.co.jp
 松原印刷社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

